

## 福島県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領

制定 令和 5 年 6 月 1 日 5 農第 6 0 0 号

改正 令和 7 年 12 月 10 日 7 農第 1 9 9 7 号

改正 令和 8 年 6 月 8 日 8 農第 7 5 4 号

福島県農林水産部

### (目的)

第 1 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和 4 年法律第 3 7 号。以下、「法」という。)に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下、「実施計画」という。)及び「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下、「特定実施計画」という。)の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和 4 年農林水産省令第 4 2 号。以下、「規則」という。),「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第 1 4 1 2 号。以下、「基本方針」という。),「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4 環バ 1 6 1 号。以下、「ガイドライン」という。)及び福島県みどりの食料システム基本計画(令和 5 年 3 月 3 1 日福島県、全 5 9 市町村。以下、「基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (実施計画及び特定実施計画(以下、「実施計画等」という。)の申請)

第 2 法第 1 9 条第 1 項の規定により実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、別記様式第 1 号により実施計画を作成し、別表 1 に定める提出先の長(以下、「部長等」という。)に、別記様式第 2 号により申請書を提出するものとする。

2 法第 2 1 条第 1 項の規定により特定実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、別記様式第 3 号により特定実施計画を作成し、部長等に、別記様式第 4 号により申請書を提出するものとする。

3 各種の支援策を集中的・重点的に実施するため、各種支援策を実施する国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫、農業協同組合等(以下、「関係機関」という。)においても計画の認定を受けようとする農林漁業者の情報を共有することが適当であるため、実施計画等の認定を受けようとする農林漁業者は前掲の様式に加えて、別記様式第 5 号を部長等に提出するものとする。

### (実施計画等の認定)

第 3 部長等は、申請された実施計画等が、法第 1 9 条第 5 項又は法第 2 1 条第 5 項、基本方針、ガイドライン、基本計画及び別に定める認定基準に適合するか審査を行うものとする。

2 部長等は、申請された実施計画を認定したときは、別記様式第 6 号により環境負荷低減

事業活動実施計画認定証を交付し、別記様式第7号により申請者へ通知するとともに、実施計画の認定結果を申請者が行う環境負荷低減事業活動の実施区域を所管する市町村の長（以下、「該当する市町村長」という。）へ別記様式第8号により通知するものとする。

- 3 部長等は、申請された特定実施計画を認定したときは、別記様式第9号により特定環境負荷低減事業活動実施計画認定証を交付し、別記様式第10号により申請者へ通知するとともに、特定実施計画の認定結果を該当する市町村長へ、別記様式第11号により通知するものとする。
- 4 部長等は、申請された実施計画等を認定しない場合には、当該実施計画等の申請者に対し、別記様式第12号により通知するものとする。
- 5 農林事務所長（以下、「所長」という。）は、申請された実施計画等の認定をしたときは、農林水産部長（以下、「部長」という。）に、別記様式第13号により報告するものとする。

#### （意見聴取）

- 第4 部長等は申請された特定実施計画を認定しようとするときは、法第21条第17項の規定に基づき、あらかじめ別記様式第14号により該当する市町村長へ照会するものとし、市町村長は、別記様式第15号により回答するものとする。
- 2 部長等は法第21条第13項の規定に基づく事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、あらかじめ別記様式第16号により該当する農業委員会へ照会するものとし、農業委員会は別記様式第17号により回答するものとする。
- 3 部長等は、前項の場合において、特定実施計画について認定したときは、別記様式第18号により該当する農業委員会に通知するものとする。

#### （協議）

- 第5 所長は法第19条第6項若しくは法第21条第6項第1号、同項第3号又は法第21条第12項の規定に基づく事項が記載されている実施計画等を認定しようとするときは、あらかじめ部長に、別記様式第19号により依頼するものとする。
- 2 部長は前項の依頼があったとき、又は部長が前項の実施計画等を認定しようとするときは、別記様式第20号、別記様式第21号又は別記様式第22号により東北農政局長へ協議するものとする。
- 3 部長は第5第1項による依頼があった実施計画等について、所長に東北農政局長との協議結果を別記様式第23号により通知するものとする。
- 4 部長は、法第21条第6項第1号又は第3号に掲げる事項が記載された特定実施計画を認定したときは、法第21条第19号の規定により、別記様式第24号により東北農政局長に通知するものとする。
- 5 部長等は法第21条第6項第2号の規定に基づく事項が記載されている特定実施計画の認定をしようとするときは、別記様式第25号により該当する指定市町村の長へ協議するものとする。なお、この場合において、第4第2項の規定に定める意見聴取及び第5第2項に定める協議については法第21条第16項の規定に基づき指定市町村の長が行う

ものとする。

(実施計画等の変更)

第6 認定を受けた農林漁業者（以下「認定農林漁業者」という。）が当該認定に係る実施計画等を変更しようとするときは、法第20条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき別記様式第26号により実施計画等の変更に係る認定申請書を部長等へ提出するものとする。

2 申請された実施計画等の変更の認定に係る手続きは、第3の手続を準用する。なお、実施計画等の変更にかかる申請者への認定通知は別記様式第7号、市町村への通知は別記様式第8号、申請者への不認定通知は別記様式第12号、部長への報告は別記様式第13号により、それぞれ通知等を行うものとする。

3 認定農林漁業者が実施計画等の軽微な変更をしようとするときは、法第20条第2項又は法第22条第2項の規定に基づき別記様式第27号により実施計画等の軽微な変更に係る届出書を部長等へ提出するものとする。

(認定の取消し)

第7 部長等は、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定により実施計画等の認定を取り消した場合は、別記様式第28号により当該農林漁業者に通知し、認定証の返還を求めるとともに、該当する市町村長に別記様式第29号により通知するものとする。

2 所長は、前項の認定の取り消しをしたときは、別記様式第30号により部長に報告するものとする。

(報告の徴収)

第8 部長等は、認定農林漁業者に対し、法第46条第1項の規定に基づき、認定された実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた認定農林漁業者は、別記様式第31号又は第32号により実施計画等に関する実施状況報告書を部長等に提出するものとする。

(その他)

第9 その他必要な項目については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年12月10日に一部改正する。

2 この改正前に実施計画等を作成したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和８年６月８日に一部改正する。
- 2 この改正前に実施計画等を作成したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 1

| 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行う場所※                                | 提出先      |
|---------------------------------------------------------------|----------|
| 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村                              | 県北農林事務所  |
| 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町              | 県中農林事務所  |
| 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村                            | 県南農林事務所  |
| 会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町 | 会津農林事務所  |
| 下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町                                             | 南会津農林事務所 |
| 相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村              | 相双農林事務所  |
| いわき市                                                          | いわき農林事務所 |

※複数の市町村で同じ環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行う場合は、主たる活動を行う市町村を所管する農林事務所に計画を提出する。

※複数の市町村で異なる環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行う場合は、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行う市町村ごとに計画を作成し、所管する農林事務所に提出する。

※林業において環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行う場合は、福島県森林計画課に計画を提出する。

※漁業において環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行う場合は、福島県水産課に計画を提出する。